

①事業所単位の期間制限の抵触日の通知の例（派遣先⇒派遣元）

令和〇〇年〇月〇〇日

△△△△株式会社

代表取締役 ×× ×× 殿【派遣元】

【派遣先】

〇〇〇〇株式会社×××工場

工場長 〇〇〇〇

派遣可能期間の制限に抵触する日（抵触日）の通知書

労働者派遣契約の締結にあたり、労働者派遣法第26条第4項に基づく抵触日を下記により通知します。

記

事業所単位は、雇用保険の適用事業所に関する考え方と同一

1. 派遣受入事業所

水戸市〇〇町△△-〇

〇〇〇〇株式会社×××工場

2. 派遣可能期間の制限に抵触

することとなる最初の日

令和〇〇年〇月〇日

【注意点】

※ あらかじめ当該通知がないときは、労働者派遣契約を締結してはいけません。

（期間制限の無い労働者派遣の場合を除く）

※ 派遣先は、事業所における派遣可能期間を延長した時は、速やかに、派遣元に対し、新たな抵触日を通知しなければなりません。（次ページ以降参照）

抵触日の1ヶ月前の日までに、過半数労働組合又は過半数代表者（使用者からの指名等によらず民主的な手続きにより選出された者に限る。管理監督者を除く。）に対して適正に意見聴取がなされずに抵触日以降派遣された場合、事実意見聴取が行われていないものと同視され、労働契約申込みみなし制度の適用があることに留意して下さい。

②過半数労働組合等への意見聴取の例
(派遣先事業所ごとに、抵触日の1ヶ月前の日までに実施)

令和 年 月 日

××工場 過半数労働者（労働組合）代表

殿

派遣先は意見聴取後、延長前の事業所単位の抵触日から
3年間保存し、事業所の労働者へ周知すること。

水戸市〇〇町△△ - 〇
〇〇〇〇株式会社××工場
工場長 〇〇〇〇

派遣労働者受入期間の延長について

事業所単位の派遣労働者受入期間の延長について、労働者派遣法第40条の2第4項に基づき、下記のとおり貴代表者から意見を求めます。

記

延長できる期間：3年以内の期間

1. 派遣を受入れる事業所名
2. 派遣受入期間（延長期間）
3. 参考資料

〇〇〇〇株式会社××工場
令和〇〇年10月1日～令和〇〇年9月30日
受入開始以来の派遣労働者数及び無期雇用従業員の推移に関する資料

記載のような資料提供も必要

令和 年 月 日

〇〇〇〇株式会社××工場
工場長 〇〇〇〇 殿

××工場 過半数労働者（労働組合）代表

意見書

令和 年 月 日付の意見聴取における派遣受入期間（延長期間）について、

- 1 異議ありません
- 2 下記のとおり意見を申し上げます

派遣先は異議があった場合、過半数労働者代表者等に対し抵触日前日までに、延長理由・延長期間、異議への対応方針を説明すること（書面での記録が必要（次ページ③参照））

③派遣先において、意見聴取し派遣可能期間を変更した場合の記載例

派遣先は意見聴取後、下記事項を書面に記載し、延長前の事業所単位の抵触日から3年間保存すること。また事業所の労働者へ周知すること。

令和 年 月 日

〇〇〇〇株式会社××工場
工場長 〇〇〇〇

派遣受入期間を設定するにあたり、当職は過半数労働者代表（〇〇労働組合委員長）
_____に対して、以下のとおり意見聴取を実施した。

記

1. 過半数代表者への通知事項（通知日：令和〇〇年〇月〇日）

(1) 派遣受入事業所名 〇〇〇〇株式会社××工場

(2) 派遣受入期間（延長期間） 令和〇〇年10月1日～令和〇〇年9月30日

2. 過半数代表者からの意見内容（聴取日：令和〇〇年〇月〇日）

※別紙可

3. 当職からの説明内容

※延長理由、延長期間、異議への対応方針など説明した内容を記載

4. 意見を受けて変更した派遣受入期間

令和〇〇年10月1日～令和〇〇年6月30日

④事業所単位の期間制限抵触日の変更通知の例（派遣先⇒派遣元）

令和〇〇年〇月〇〇日

△△△△株式会社

代表取締役 ×× ×× 殿 【派遣元】

【派遣先】

〇〇〇〇株式会社×××工場

工場長 〇〇〇〇

派遣可能期間の制限に抵触する日（抵触日）の変更通知書

当事業所において過半数労働者（労働組合）代表に対し意見聴取を実施した結果、事業所単位の労働者派遣受入期間を延長いたしましたので、労働者派遣法第40条の2第7項に基づき、延長後の事業所単位抵触日を下記により通知します。

記

事業所単位は、雇用保険の適用事業所に関する考え方と同一

1. 派遣受入事業所

水戸市〇〇町△△-〇

〇〇〇〇株式会社×××工場

2. 延長後の派遣可能期間の制限に
抵触することとなる最初の日

令和〇〇年〇月〇日